

## セキュリティサービス規約

ソフトバンク株式会社  
株式会社ウィルコム沖縄

ソフトバンク株式会社および株式会社ウィルコム沖縄(以下「当社」といいます。)は、以下に定めるセキュリティサービス規約(以下「本規約」といいます。)および株式会社ノートンライフロック(以下セキュリティ事業者といいます。)が定める使用許諾契約に従い、セキュリティサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

### 第1条(本規約の取り扱い)

本規約に定める規定はサービス約款(第2条にて定義します。)に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについてはサービス約款に記載されている内容によるものとします。また、サービス約款と本規約の内容が異なる場合は、本サービスに限り本規約の内容が優先して適用されるものとします。

2. 当社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。
3. 変更後の本規約は、当社ホームページにおいて掲示された時点より、効力を生じるものとします。
4. 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

### 第2条(用語の定義)

本規約において用いられる以下の用語は、それぞれ以下に記載する意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	本ソフトおよび本ソフトに関するサポートを提供するサービスの総称
本ソフト	セキュリティ事業者が提供および使用許諾するパソコン用および Android™搭載端末用のセキュリティ対策用専用ソフト(最新プログラムモジュールを含みます)の総称
サービス約款	別に定めるEMOBILE通信サービス契約約款(電話・データ通信編)、EMOBILE通信サービス契約約款(データ通信編)、EMOBILE通信サービス契約約款(EMOBILE LTE編)、EMOBILE通信サービス契約約款(EMOBILE 4G編)、ワイモバイル通信サービス契約約款(データ通信サービス編)、およびウィルコム沖縄通信サービス(e)契約約款(EMOBILE LTE編)(データ)
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約
利用契約者	当社と本契約を締結している者
使用許諾契約	セキュリティ事業者が定めるセキュリティ事業者と利用契約者間で締結される本ソフトの使用許諾契約
PINコード	本ソフトを利用するために必要となる、当社が割り当てるIDおよびパスワード

ライセンス	本ソフトを利用する権利
本サービス取扱所	(1)EMOBILE通信サービス、ワイモバイル通信サービスおよびウィルコム沖縄通信サービス(e)(以下「通信サービス」といいます。)、本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により通信サービスおよび本サービスに関する契約事務等を行う当社の事業所

### 第3条(本サービスの提供)

本サービスは、通信サービスの付加機能として提供します。

2. 本サービスには、以下の種類があります。提供機能については別紙に定めます。

種類	内容
PC セキュリティ powered by Norton™	専用ソフト(パソコン用)を利用して、利用契約者のパソコンに継続的で安全なセキュリティ環境を提供するサービス
スマートセキュリティ for Android™ powered by Norton™	専用ソフト(Android™搭載端末用)を利用して、利用契約者の Android™搭載端末に継続的で安全なセキュリティ環境を提供するサービス

### 第4条(契約の単位)

当社は、1 のサービス約款に基づき提供する通信サービス契約につき、1 の本契約を締結します。

2. 利用契約者は、その本サービスに係る通信サービスの契約者と同一の者に限ります。

3. 本サービスでは、1の本契約につき1ライセンスのみ契約することができます。

4. 1ライセンスで利用可能な台数は以下の通りです。

種類	利用可能台数
PC セキュリティ powered by Norton™	最大3台
スマートセキュリティ for Android™ powered by Norton™	最大1台

### 第5条(契約申込み)

本サービスは、本契約の申込みをする者が本規約および使用許諾契約の内容を承諾した上で、当社所定の手続きにより申込みものとします。

### 第6条(契約申込の承諾・契約の成立)

当社は、本サービスの申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って審査、承諾し、当社がその申込みを承諾した時点で本契約が成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本サービスを提供することが実務上著しく困難なとき。

(2) 本契約の申込みをした利用契約者が本サービスの料金(以下「利用料金」といいます。)または当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。

(4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

3. 当社が、第1項の規定により申込みを承諾し本契約が成立した後に、利用契約者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消し、本契約を解除することができます。

#### 第7条(サポート)

当社は、別紙に定める本ソフトの動作環境を満たす利用契約者に対し、本サービスの利用に関して必要なサポートを提供します。

#### 第8条(PINコードの発行)

当社は、利用契約者に PIN コードを発行し、当社所定の方法にて利用契約者に対し通知するものとします。

2. PIN コードの発行後は、PIN コードの管理・保管は利用者の責任および負担で行うものとし、利用契約者以外の第三者に利用させる行為の他、譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

3. 第三者がその PIN コードを用いて本サービスを利用した場合であっても、当社は、その PIN コードを付与された利用契約者が本サービスを利用したものと同みなして取り扱います。

#### 第9条(本契約の承継)

本サービスに係る通信サービスの利用契約の承継が行われたときは、本契約は承継人に承継されるものとします。ただし、承継人から本契約の承継を希望しない旨の申し出があった場合は、通信サービスの利用契約の承継が行われた日に本契約は解約されるものとします。

#### 第10条(営業活動の禁止)

利用契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用をすることができません。

#### 第11条(知的財産権等)

本サービスにおいて当社が利用契約者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ等を含みます。)に関する著作権および特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社またはセキュリティ事業者に帰属するものとします。

2. 利用契約者は、前項の物品を次のとおり取り扱っていただきます。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

#### 第12条(利用中止)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社またはセキュリティ事業者の電気通信設備、その他本サービスを提供するために必要な設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第14条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用を中止するとき。
  - (3) 当社またはセキュリティ事業者が設置する電気通信設備または本ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
  - (4) セキュリティ事業者がその事業を休止し、またはその他当社の責によらない事由によりセキュリティ事業者が当社に対する責務を履行しないことにより、本サービスを継続的に提供することが困難となったとき。
  - (5) その他、当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第13条(利用停止)

当社は、利用契約者が次のいずれかに該当するときには、6 ヶ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 利用契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他の通信サービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (4) 第10条(営業活動の禁止)、第11条(知的財産権等)の規定に違反したとき。
- (5) 本規約に反する行為であって、本サービスまたは通信サービス等に関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (6) 当社に損害を与えたとき。

#### 第14条(利用の制限)

当社は、サービス約款に規定する通信利用の制限等があったときは、本サービスの制限(天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、または公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することをいいます。)を行うことがあります。

#### 第15条(本サービス提供の終了)

当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2. 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を利用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第16条(利用契約者による契約解除)

利用契約者が本契約の解除を希望する場合、本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出るものとし、当社はその手続きが完了した時点で本契約の解除を承諾するものとします。

2. 利用契約者からあんしん基本パックの申込みがあった場合、当社は本サービスの解除手続きを行うものとします。

#### 第17条(当社による契約解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合は、利用契約者に何らの催告をすることなく、本契約を解除できるものとします。

- (1) 利用契約者が本規約または使用許諾契約に反する行為をし、または違反状態に至ったとき。
- (2) 第13条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された利用契約者が、なおその事実を解消しないとき。但し、当社は、第13条(利用停止)のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。
- (3) 本契約に係る通信サービス契約について、通信サービスの利用契約の解除があったとき。
- (4) 第15条(本サービス提供の終了)第1項に定めるとき。
- (5) 利用契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
  - (ア) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (イ) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (ウ) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
  - (エ) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合
- (6) その他、当社が当該利用契約者による本サービスの利用の継続が不相当と判断したとき。

2. 前項により本契約が解除された場合、利用契約者は本サービスの利用料金その他本サービスに関連して当社に対して有する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務の全額を直ちに支払うものとします。

#### 第18条(本契約終了後の措置)

利用契約者は、本契約が終了した場合には、本サービスの利用にあたりインストールした本ソフトをアンインストールし、PIN コードおよびその他本サービスの利用にあたり作成した本ソフトの複製物等を破棄するものとし、以後一切利用してはならないものとします。

2. 当社は、本契約終了後は、利用契約者に対しサポートの提供その他本サービスに関する一切の責任を負わないものとします。

3. 事由の如何を問わず、本契約が終了した場合における本サービス利用中に係る利用契約者の当社に対する未履行債務は、利用契約者がこれを履行するまで消滅しません。

#### 第19条(料金)

利用料金は、別紙に定めるところによります。

#### 第20条(利用料金の支払義務)

利用契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算(EMOBILE通信サービス契約と同一の月の申込みの場合は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月の初日から起算するものとします。)して、契約の解除があった日の前日までの期間について、別紙に規定する利用料金の支払いを要します。当社は、利用料金を、サービス約款に基づく通信サービスの利用契約により契約者が支払う料金等に合算して請求します。

2. 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときは第23条の場合を除き、その期間の利用料金の支払いを要します。

3. 利用契約者は、当社より請求された請求金額を、当社が定める期日までに、当社または当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

4. 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した金額について返金しないものとします。

5. 利用契約者は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

6. 利用契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払って頂く場合があります。

7. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第21条(料金計算方法等)

当社は、利用契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第1項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

3. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### 第22条(消費税相当額の加算)

利用契約者が支払う金額は、消費税相当額(消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。)を加算した額とします。

記載の料金額は税抜価格、括弧内は税込価格となります。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

#### 第23条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当社またはセキュリティ事業者の本サービスを提供するために必要な設備の障害により、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その利用契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。

2. 賠償額は第19条に規定する一ヶ月あたりの利用料金を上限とします。

#### 第24条(免責事項)

1. 当社は、本サービスおよび本ソフトの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、本サービスまたは本ソフトの提供に伴い発生する損害については一切の責任を負いません。

2. 本ソフトのダウンロードおよびインストールは利用契約者が自己の責任および費用で行うものとし、当社は、いかなる保証も行わないものとします。

3. 利用契約者は、本サービスを本規約に従い、自己の判断と責任で利用するものとします。

4. 利用契約者が本サービスの利用により第三者(他の利用契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、利用契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

5. 当社は、第12条(利用中止)、第13条(利用停止)、第14条(利用の制限)、第15条(本サービス提供の終了)の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる利用契約者の被害について、一切の責任を負いません。

6. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

#### 第25条(個人情報の取扱)

利用契約者は、セキュリティ事業者から請求があったときは、当社が本サービスの提供に必要と判断した場合や犯罪および迷惑行為の防止を目的とした場合において、当社がその利用契約者の氏名および住

所等をそのセキュリティ事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2. 当社は、本サービスの提供に当たって、利用契約者から取得した個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

#### 第26条(利用に係る利用契約者の義務)

利用契約者は、以下の内容を遵守するものとします。

- (1) 本ソフトの利用に当たって、常に最新のセキュリティ定義ファイルを利用する。
- (2) 当社または第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しない。
- (3) 本サービスを違法な目的で利用しない。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしない。
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しない。
- (6) 本サービスおよびその他当社の事業の運営に支障を来すおそれのある行為をしない。
- (7) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、または当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしない。
- (8) PINコードを適正に管理し、不正に使用しないまたは使用させない。
- (9) 本規約に反する行為を行わない。
- (10) 使用許諾契約において定める禁止行為を行わない。
- (11) その他前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を行わない。

2. 利用契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### 第27条(合意管轄)

利用契約者と当社との間で本約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第28条(準拠法)

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 附則

##### (実施期日)

この規約は、平成24年3月15日から実施します。

#### 附則

##### (実施期日)

この改正規約は、平成24年8月1日から実施します。

#### 附則



(実施期日)

この改正規約は、平成25年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規約は、平成25年8月9日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規約は、平成26年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規約は、平成26年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規約は、平成26年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規約は、平成27年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規約は、平成27年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規約は、令和3年3月31日から実施します。

## 別紙

### 1. 本ソフトの動作環境

本ソフトの動作環境については別途定め、当社ホームページ等に掲載いたします。

### 2. 提供機能

種類	PC セキュリティ powered by Norton™	スマートセキュリティ for Android™ powered by Norton™
提供機能	ウイルス対策 スパイウェア対策 不正侵入防止 フィッシング詐欺対策 個人情報流出防止	マルウェア対策 フィッシング詐欺対策 着信とSMSの遮断 盗難対策

### 3. 料金表

種類	月額料金
PC セキュリティ powered by Norton™	475円(522.5円)
スマートセキュリティ for Android™ powered by Norton™	300円(330円)

以上